

## 応急小口資金貸付制度のご案内

### はじめに

この制度は、生活困窮者や生活保護に準ずる者などの要援護者に対して生活再建を支援するための、白石市社会福祉協議会独自の貸付制度です。

何らかの理由により急に資金が必要になった要援護世帯に対し、自立するための貸付制度ですが、必ず返済すべき義務が生じます。

### 1. 生活再建を支援することが目的です。

対象者：白石市内に住所を有する方で、  
緊急かつやむを得ない理由で援護を必要とする世帯  
他に受けられる貸付がなく、生活に困窮している世帯

### 2. 貸付金は、一世帯につき3万円以内で、無利子、無担保で借りられます。

### 3. 貸付の申し込みについて

- (1) どのような事情で借入が必要なのか、生活総合相談窓口及び担当地区の民生委員と面談が必要です。  
借入申込書に資金の使途、家族の状況、資産の状況を記入して申し込みしていただきます。なお、借入申込書には、借入申込者の居住地を担当する民生委員の意見書の提出が必要となります。
- (2) 申込時、必要に応じ情報の提供を求めることがあります。
- (3) 借入申込者の個人情報については、必要な範囲において関係機関及び民生委員に提供することについて同意を得るものとします。

### 4. 申し込みに必要な書類

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ①借入申込書 | ③住民票（発行されてから3ヶ月以内のもので世帯全員分） |
| ②借用書   | ④本人の確認できる書類（運転免許証、保険証等）     |

### 5. 償還計画に従い支払期日までに償還してください。

貸付金は無利子とし、償還期間は、貸付を受けた日の翌々月から1年以内とし、月賦償還または一時償還の方法により、市社協窓口または市役所市民課窓口で償還していただくことになります。

この貸付制度は、限られた資金の中で困っている方々に貸し付けしております。従って、償還が遅れますと貸し付けする資金が不足し、他の困っている方に貸し付けできなくなります。償還計画に従って、遅れないよう償還くださるようお願いいたします。

#### ◎ この資金借入申込に関する問い合わせ

社会福祉法人 白石市社会福祉協議会

白石市福岡蔵本字茶園62-1（白石市総合福祉センター内）

電話 0224-22-5210（代表）

生活総合相談 電話 0224-22-2130（直通）

FAX 0224-22-1571